

港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）

に係る業務・システムの最適化計画（案）

2006年（平成18年） 月 日

国土交通省情報化政策委員会決定

第1 業務・システムの概要

港湾手続関係業務は、国土交通省が所管する港則法、港湾法、海上交通安全法、船舶油濁損害賠償保障法、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律や財務省所管の関税法、厚生労働省所管の検疫法、法務省所管の出入国管理及び難民認定法に係る業務であり、手続としては、入港届、出港届等が挙げられる。これらの申請は、従来、個々に所管省庁の担当部署において書類によることとされてきたが、平成11年より港長、港湾管理者が求める手続を対象とした港湾 EDI システムを開発し電子申請化を開始している。また平成15年には厚生労働省の検疫所に係る手続の電子情報処理を取り込み、さらに通関情報処理システム（以下 NACCS）等の他府省のシステムと連携・接続したシングルウィンドウ化を実現するなどし、現在に至っている。

これら手続の電子申請化の導入により、事務処理時間の短縮やコスト削減に一定の効果をあげているものの、一部には船舶代理店等と申請機関が近隣に所在し申請者として電子化の優位性を感じていない事や、港湾管理者間の手続等の共通化が十分でない事等から、各々の行政機関に書類として提出している実態が見受けられ、電子申請化の普及を鈍化させている。

このため、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの最適化計画」との整合を図りつつ、船舶が入出港する際に船会社及び船舶代理店等が通常必要となる港湾手続関係業務のうち、国土交通省が所管する法令等に基づく業務及びこれら进行处理する港湾 EDI システムについて、利便性を向上させ、電子申請化の促進を図り、申請者本位の申請サービスを実現するシングルウィンドウ化の考え方を通じて、業務・システムについて最適化を行うものとする。

次頁の表に港湾 EDI システムで対象としている港湾手続関係業務を列挙する。

表1 港湾EDIシステムの対象業務

申請先	港湾管理者	海上保安庁 (港長、海上交通センター所長、海上保安官署の長)	地方運輸局	検疫所	入国管理局	税関
手続名	係留施設使用許可申請	航路通報 事前通報 船舶保安情報 危険物荷役許可申請 危険物運搬許可申請 夜間入港許可申請 停泊場所指定願 移動許可申請	保障契約情報	入港通報 検疫通報	入港通報 乗員名簿 乗客名簿	船舶基本情報 船舶運航情報 乗組員情報 旅客情報 船用品情報
	入港届	入港届 移動届 係留施設使用届		入港届(明告書) 乗員名簿 乗客名簿	入港届	入港届 とん税納付
	出港届	出港届			出港届	出港届

網掛部は他省庁所管業務のうちシングルウィンドウシステムから申請可能な業務

第2 最適化の実施内容

I 基本理念

港湾手続について、手続の簡素化、画一化を行い、e-Japan 重点計画・2004 等で求められた 1965 年の国際海上交通の簡易化に関する条約（以下 FAL 条約）の締結にも対応し、より信頼度が高く、かつ、運用経費の低廉な新しいシステムを構築する。このため、以下の 4 つのコンセプトに基づき最適化計画を策定する。

1) コンセプト 1：国際標準への準拠

- －FAL 条約の締結及び将来の改正への適切な対応
- －関係法令等（港湾法、港則法）の改正
- －国際標準を用いた情報項目の共通化
- －国際標準 EDI への対応

2) コンセプト 2：申請者の視点での検討

- －申請者の視点に立ったシングルウィンドウ化

3) コンセプト 3：業務・システム双方の見直し

- －FAL 条約の締結にとどまらない行政手続の徹底した見直し
- －行政運営面での効率化・迅速化

4) コンセプト 4：セキュリティ、セーフティとの両立

これらの基本理念に基づき、業務・システムの最適化を実施することにより、他の施策と協働して官民トータルの物流コストの低減化を図る。

II 実施方針

港湾手続関係業務の最適化は、複数府省に関わり、多くの制度に範囲が及ぶため、以下の 2 つの時期的な枠組みで最適化を実施する。

1) 短期的に実施する事項

港湾手続関係業務の最適化は、港湾 EDI システムに関わる各府省の業務やシステム、またこれらの前提となる法令や制度等から抜本的に見直すことが不可欠であるが、港湾 EDI システムを基本理念に従って、利用者から早期実現を要望され、効果の期待できる事項については短期的に実施する事項として早急に実施するものとする。

2) 中期的に他の業務・システムと連携して実施する事項

港湾手続関係業務の最適化の中でも、複数府省の業務やシステム、またこれらの前提となる法令や制度等から抜本的に見直す必要がある事項については、各府省連携したうえで、慎重な検討を行う必要がある。よってこれらの事項については中期的に実施するものとする。

Ⅲ 実施内容

港湾手続関係業務に係る業務・システムの最適化に当たっては、電子化による効率化・迅速化の効力を最大限に活かして我が国港湾の国際競争力を向上させるため、関連するシステムとの連携を強化し情報の共有化等更なる利便性向上を図り、また、情報項目やコードの標準化を行いデータの相互運用を図る必要がある。このため各業務を徹底的に見直し、基本理念の観点からの検討も行うつつ手続の簡素化、関係府省共通様式化を行い、利用者の利便性を十分考慮した上でシステム構築を行うこと等により、他の施策と協働して官民トータルの物流コストの低減を図る。特に現状では手続によって異なるものの10～25%程度である民の利用者の利用率を2010年度までに50%以上に向上させることで、システム及び書類（含むFAX）双方に対応する官の業務が効率化するものと考ええる。

本最適化による効果は、FAL条約対応等に伴う港湾手続の最適化で、平成14年度と比較し平成21年度において年間約3.4億円の経済効果、および府省共通システムへの対応に伴う府省共通業務用アプリケーション等の運用、ネットワークの最適化で、運用経費が年間約0.2億円（試算値）の削減効果を期待している。また、2010年度までにシステムの利用率が50%以上になったと仮定した場合、申請項目の削減、手続の廃止等により、申請受付時の記載事項の不備等の形式的要件の確認に係る時間の短縮、及び紙申請内容を他業務へ有効活用する際の電子化作業等の効率化が図れることから、府省共通ポータル稼働後の2009年において、年間約17600時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

国土交通省は、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」（2005年（平成17年）12月28日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、最適化に必要な措置を講じるとともに、上記の考え方に基づき、「港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの見直し方針（2005年（平成17年）6月30日国土交通省情報化政策委員会決定）」に沿って、以下の事項を実現する。

1. 短期的に実施する事項

1) 港湾手続の簡素化

FAL条約締結のために港湾法及び港則法等の改正を実施し、入出港届等のFAL条約対象手続については、関係府省共通のFAL様式を採用し、港湾管理者の入出港届及び港長の入出港届を統一様式へ変更した。また、FAL条約対象手続以外の入港前の諸手続についても、港湾管理者、港長、保安部署、地方運輸局向けの船舶保安情報、保障契約情報、移動許可申請、停泊場所指定願、係留施設使用許可申請、危険物荷役許可申請の申請項目を大幅に簡素化した上で、入港前手続様式として統一し、共通様式化を行った。さらに、港則法の改正により夜間入港規制を廃止した。

これらについては平成17年秋のFAL条約の締結にあわせて平成17年11月1日に施行し、

FAL 条約対象手続とそれ以外の手続のいずれについても、システム及び書類双方で行えるように様式を定める関係法令の改正を行うとともにシステムの変更を行う等の措置を講じたところである。

これらの港湾手続業務の見直しに伴う簡素化によって、港湾管理者、港長、地方運輸局及び保安部署向けに届出・申請する総様式項目数が平成 16 年の 330 項目から 110 項目に減少する。また FAL 条約対応の効果は、平成 14 年 7 月の日本貿易振興会発表の「対日アクセス実態調査報告書」と比較し、コンテナ船を対象とした港長、港湾管理者向けの 1 船あたりの入港手続にかかる港湾手続事務時間書類作成時間が 2 時間から 34 分に短縮されており、マニュアル手続に要する時間が 5 時間であったことから、現在のオンライン利用率（コンテナ船）85%で換算すると、平成 14 年以降の港湾手続の簡素化、電子化の推進により年間約 2.6 億円の経済効果をもたらしているものと考えられる。また、FAL 条約対応に伴う申請項目削減及び手続の廃止、入港前統一様式採用に伴う申請項目の削減による確認に係る時間の短縮等により年間約 5800 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が図れるものと考えられる。

- FAL 条約対応 平成 17 年 11 月措置
- 入港前統一様式採用による複数手続の同時申請 平成 17 年 11 月措置
- 夜間入港許可申請の廃止 平成 17 年 11 月措置

2) 業務範囲の拡大による利便性向上対策

放置座礁船対策として平成 17 年 3 月 1 日に施行された「改正油濁損害賠償保障法」において、入港船舶に対する保険加入、証明書等の船内への備え置き及び保障契約情報の通報等が義務付けられた。このため入港する外国船舶は、入港前に保障契約情報の通報が必要となり、FAX や書類での提出では申請者における業務が非効率であることから港湾 EDI システムの業務範囲の 1 つとして追加する。

保障契約情報の通報を港湾 EDI システムに追加することにより、申請者の利便性の向上を図る。また、電子化により申請受付時の通報項目の記載事項の不備等の形式的要件の確認に係る時間の短縮が図れることから年間約 800 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が図れるものと考えられる。

- 保障契約情報の通報の追加 平成 17 年 11 月措置

3) 申請における利便性向上対策

港湾手続については FAL 条約締結にあわせ簡素化したところであるが、更に、操作方法の改善等、システム自体の見直しを進め、利用者にとってより一層使いやすい効率的なシステム構築を目指す。具体的には、シングルウィンドウ手続のように省庁間共通の手続については提出先により要否の異なる項目について、選択した手続、申請先を選択した時点で当該申請に必要な項目の

みを動的に画面表示し、利用者にとって申請に必要な項目がわかりやすい申請機能の実現を図る。また、手続によっては、例えば乗員、乗客名簿のように一度に多量の情報を申請する必要があるため、画面からの入力だけでなく、予め作成した情報を一括して申請できる仕組の提供や、過去の申請情報の活用が容易となるよう、情報を抽出する仕組を提供する。更に利用者の希望するタイミングでの申請が可能となるよう、申請情報を予め登録・保存できる仕組みも提供する。

また臨機に必要となる手続については、今後も引き続き国土交通省オンライン申請システムにて電子申請窓口を提供する（「電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」に基づき、電子政府の総合窓口（e-Gov）に整備される、各府省の電子申請の一元的受付を行う窓口システムへの統合後は、当該窓口システムにて提供する。）が、利用者にとってより利用しやすい環境を整えるため、港湾 EDI のメニュー画面に当該システムへのリンクを張り申請窓口の一元化を図る。

申請における利便性向上対策によって、港湾 EDI システムの利用促進が期待できる。また、さらなる利用促進を図るため、港長との意見交換会、窓口での届出受付時等あらゆる機会をとらえ、港湾 EDI システム導入によるペーパーレス、ワンストップ化等利用者の利便性向上等の利点について、引き続き周知徹底を行い、電子申請の比率が高まることで、書類や FAX にて行っていた業務について、電子データの有効活用を可能とすることで、業務の効率化を図る。

● 申請方法の簡素化および改善

平成 18 年 3 月末までに措置予定

4) 標準化や共有化の推進

(1) 情報項目の標準化

平成 18 年度末を予定

現在の港湾手続の中には、同じ項目名であるがその内容が主体によって異なる場合や、同じ内容であるが項目名が異なっている場合があり、システムの情報項目については、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムの最適化計画」における情報項目の国際標準（UN/EDID：United Nation Trade Data Information Directory）を用いた定義の明確化等を踏まえ、省庁横断的に統一する。

情報項目の標準化を図ることで、府省や手続毎に定義の異なる情報項目も再利用が可能となる。

(2) 申請者間でのデータ共有

平成 18 年 3 月末までに措置予定

現状のシングルウィンドウシステムでは、申請した人以外はその申請データを閲覧することができない。即ち、同一船に関する申請であっても、別の港において異なる申請者が申請する場合には前港の申請データを共有、参照できない。このため、更なる情報共有、参照を可能とする仕組を構築する。

申請者間で申請したデータを再利用可能な環境を整えることで、入港頻度が低いために港湾 EDI システムの利用率が低い港における港湾 EDI システムの利用促進を図る。

5) 関係府省システムとの連携強化

(1) 申請情報の反復利用

平成 18 年 3 月末までに措置予定

現状のシングルウィンドウシステムからは、NACCS に登録された情報を呼び出し、参照することが出来ない。NACCS に登録されている情報の参照を可能することでデータの更なる再利用を実現する。

これにより、港湾 EDI システムに登録されたデータのみならず、NACCS に登録されたデータについても活用を可能とすることで、申請の効率化を図る。

2. 中期的に他の業務システムと連携して実施する事項

1) 標準化、共通化

(1) コードの共通化

平成 19 年 12 月を予定

現状、入力欄は同じであるが省庁により使われ方が異なる等、府省間で異なるコードが一部存在する。今後、府省間で協調し、定義の明確化を図ると共に可能な限り各府省でコードの共通化を行う。

コードの標準化によって、データの再利用や入力内容の簡便化を図ることが可能となる。また、主要コードのみの申請でデータベースから名称等のデータを取得可能とすることで申請の効率化を図る。

2) 保守・運用レベルの向上

(1) コードの体系の維持・更新

平成 20 年 10 月を予定

コードの標準化と併せて、コードの維持管理についても一元的に行う必要がある。現在はコードの維持管理を各府省にて行っているため、コードの変更がシステムに反映されるまでのタイムラグが大きい。また府省により反映されるタイミングが異なる。関連するシステムにおいてコード変更のタイミングがずれることなく即時に反映される保守・運用が行える仕組みを整える。

このため、府省共通のコードについては府省共通システムにて一元管理し、個別システム毎の更新作業を不要とすることで、コードの不一致等の発生に伴う個々の更新作業の削減を可能とする。平成 19 年 12 月までに関連府省と協議し、コードの体系の維持・更新の仕組みやその効果を把握する。

3) 更なる利便性向上

(1) 新たな船舶単位のデータベースの構築と共同利用

平成 20 年 10 月を予定

港湾 EDI システムでは過去 90 日間の申請データをデータベースに保有し、申請者や各府省が自由に活用できる仕組みを保有している。これは 90 日以前の情報が欠落する一方で東アジア内の外航定期船や内航定期船のように同じ船舶の申請データを何件も保有していることとなる。IMO (国際海事機関) コードに付随する船舶の名称、船舶の長さ、船幅、最大喫水、国際総トン数、

運航者等の船舶単位の詳細データをデータベース化し、申請者や各府省において、共同利用することでデータの更なる再利用を可能とする。

船舶単位の申請が基本となる港湾手続関係業務で、特定船舶で特定可能な船舶の名称や船舶の長さ、船幅、最大喫水、運航者等のデータの入力を不要とすることで、申請者の利便性向上を図る。

(2) 受付・回答の迅速化の検討

平成 19 年 12 月を予定

申請を受け付けてから回答するまでの時間を短縮する方法（受付・回答機能の迅速化）については、その手段の一つとして申請に対する自動回答機能を構築することが考えられる。今後、費用対効果を十分考慮した上で自動回答可能な手続の選定、チェック機能の導入等の検討を平成 19 年 12 月までに行う。

4) 府省共通ポータル

(1) 府省共通ポータルの実現

「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」における「府省共通ポータルの実現」に向けて、府省共通ポータルと港湾 EDI システムとの接続方法・処理方法、申請機能の共通化、機器の共同利用、現状の港湾 EDI システムと NACCS の 2 つのシングルウィンドウのポータルへの統合、ネットワークの統合等について関係府省で引き続き検討を行い、次世代シングルウィンドウサービスを実現する。これら府省共通システムへの対応や、他の業務システムと連携し中期的に実施する事項等により電子申請の利用を促進し、平成 21 年度までにコンテナ船の港湾手続のオンライン利用率を現状（平成 17 年度）85%から 95%まで向上させ、1 件あたりの港湾手続に係る事務時間を現状（平成 17 年度）34 分から 22 分程度に短縮することで、平成 19 年と比較し年間約 0.8 億円の経済効果が期待できる。また、現在各府省にて個々に開発されている業務用アプリケーションを府省共通システムとして共通化し、個別に利用しているネットワークを共有化、機器運用管理を統合すること等と併せて年間約 0.2 億円（試算値）のコスト削減を図る。さらに 2010 年度までにシステムの利用率が 50%以上になったと仮定した場合、府省共通ポータル稼働後の 2009 年において、申請受付時の記載事項の不備等の形式的要件の確認に係る時間の短縮、及び紙申請内容を他業務へ有効活用する際の電子化作業等の効率化が現状よりも図れることにより、年間約 11000 時間（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。また、府省共通システムと各個別システムとの役割分担、運用形態、契約方法等、関係府省による検討結果等を踏まえ、平成 20 年 10 月の府省共通システムとの接続時を目途に、申請業務機能を府省共通システムへ移行する等の措置を行い、一方では審査・回答業務機能等の港湾 EDI システムに残す機能について検討する。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ● 府省共通業務の実現・運用 | 平成 20 年 10 月を予定 |
| ● ポータルの統合 | 平成 20 年 10 月を予定 |
| ● ネットワークの統合 | 平成 20 年 10 月を予定 |

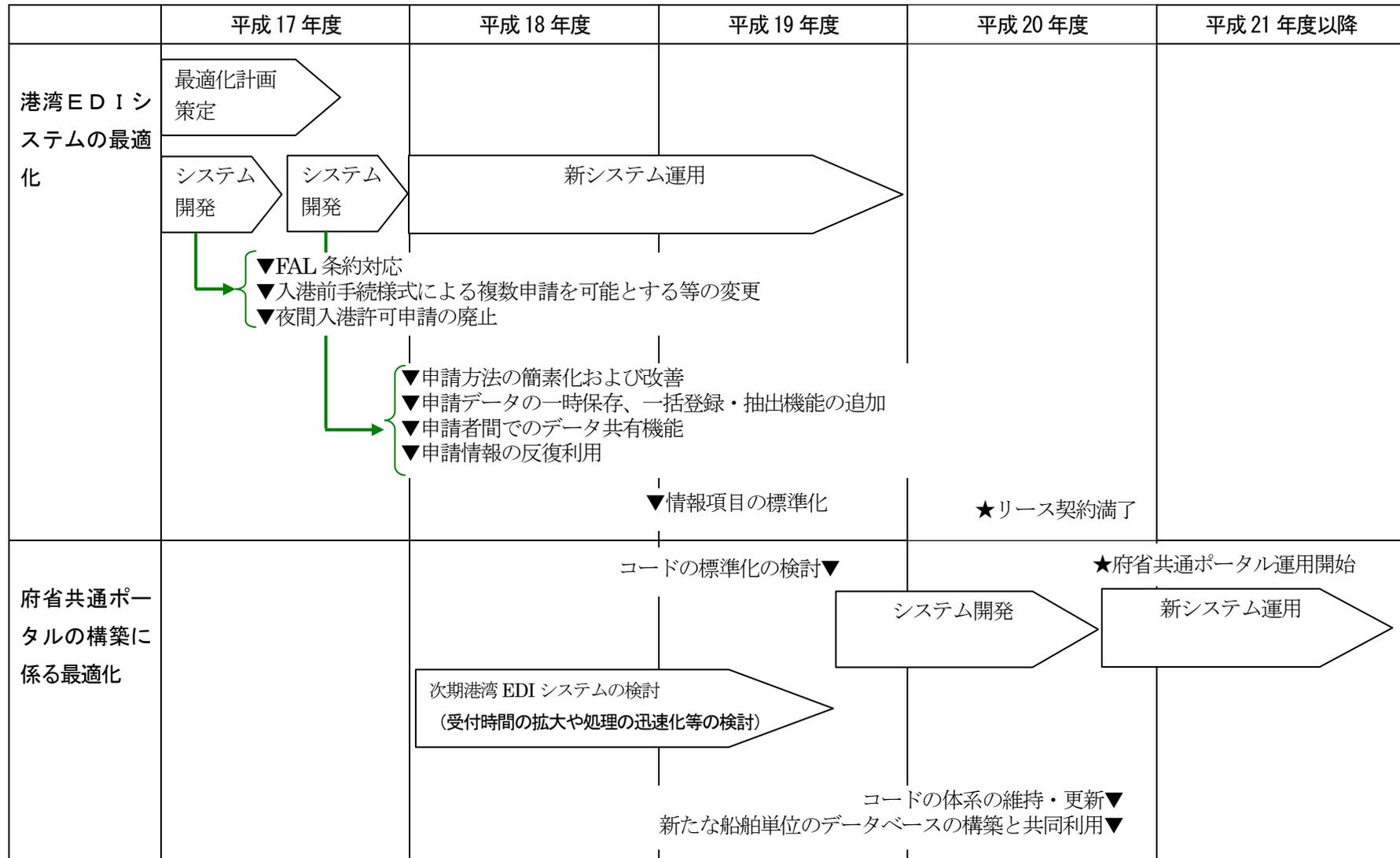
IV 安全性、信頼性の確保

港湾 EDI システムは、公衆回線であるインターネットを使用しており、誰もがアクセスできる環境を提供している。現状利用者に対してはサーバ証明書に基づく SSL 通信環境を提供しているが、申請先については希望者に対してのみクライアント証明書を発行し、S/MIME 通信が可能となっており、希望していない申請先については ID と PASSWORD だけで利用者の特定を行っているため、データの改ざん、盗聴、なりすまし行為等に対する考慮が必要である。今後は各申請先の接続環境等踏まえた上で、クライアント認証環境の導入について府省共通システムと接続する平成 20 年 10 月を目途に検討する。

V その他

本最適化計画は、各府省における最適化実施状況や他の分野の業務・システム最適化計画の検討状況等も踏まえ、必要に応じ見直す。特に利用率の向上に資することが、府省の業務の効率化にも直結することから、利用率の向上に資する施策は今後も状況に応じて検討、実施する。

第3 最適化工程表



第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり